

ロシアによるウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、完全撤退と  
平和的手段による早期解決を求める決議書

2月24日、ロシアはウクライナへの軍事侵攻を開始した。

このことは、国連憲章はじめとする国際法に明白に違反する行為であり、国際社会の秩序の根幹を揺るがすもので、断じて許すことはできない。

また、核兵器の使用を示唆する発言や、現実に原子力発電所へ砲撃するなど、もし原子炉に被害が及べば、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故で放射能により甚大な被害を受けた福島県民はもとより、人類の苦しみは計り知れないものとなる。

よって、国見町議会は、ロシアに対し、ウクライナへの軍事侵攻に強く抗議し、即時の攻撃中止と完全撤退を求めるとともに、政府においては、国際社会と緊密に連携し、あらゆる外交手段を駆使し、平和的手段による早期解決に全力で取り組むことを強く求める。

以上、決議する。

令和4年3月17日

福島県国見町議会議長 東海林 一樹